

追補：「上場会社における株主総会の議決権行使結果の公表について」

弁護士 草地 邦 晴

(OikeLibrary の上記標題原稿の入稿後の 3 月 31 日に、内閣府令の改正が公布・施行され、臨時報告書の提出が義務づけられることになりました。本追補も 4 月 2 日作成ですので、不十分・不正確な点もあろうかと思いますが、ご容赦下さい。)

- 1 平成 22 年 3 月 31 日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(※ 1、2) が公布され、一部を除いて同日施行されました。同府令は、平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度にかかる定時株主総会及びその後に開催される株主総会について適用されることとなりますので、該当する上場会社は速やかな対応が必要です。その内容について簡単に説明します(注：非上場会社には適用はありません)。
- 2 上場会社については、株主総会において決議事項が決議された場合には、次の事項を記載した臨時報告書の提出が義務づけられることとなりました(同府令 19 条第 2 項第 9 号の 2)。この臨時報告書を通じて結果が開示されることとなります。
 - ① 株主総会の開催年月日
 - ② 決議事項の内容
 - ③ 決議事項(役員の選任又は解任に関する決議の場合には当該対象者ごとの決議事項)に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果
 - ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数(代理・書面・電磁的方法による行使含む)の一部を加算しなかったときはその理由
- 3 問題点として指摘していた点等について補足をする、
 - (1) 役員の選任については、各候補者ごとの賛否等の議決権数を臨時報告書に記載することとなります。
 - (2) 決議事項としては、基本的に議題を記載することとなりますが、それだけでは他の議題との区別がつかない場合には、明確に区別ができる記載が必要です。例えば複数の候補者がいる場合の選任議案については、候補者の氏名を記載することとなります(※ 3)。
 - (3) 賛成・反対・棄権の議決権数はそれぞれ集計する必要があります。但し、その一部を加算しないことは可能で、その場合はその理由を記載する必要があります。具体的には、事前行使分までや、これに加えて当日出席大株主分まで集計することも可能で、例えば「事前行使分及び株主総会に出席した大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したものととして議決権の一部を集計しなかった」等の記載をすることが考えられます(※ 3)。
 - (4) 決議結果の記載に関して、「その根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合」を記載するとされています(※ 4)。従って、基本的にはその分母を確定するため、前日までの集計分と当日出席に係る議決権数を集計する必要があります。
 - (5) 臨時報告書の提出時期については明示はされていませんが、集計及び臨時報告書の作成に要する実務的に合理的な時間内に提出すれば、「遅滞なく」提出したものと考えられます(※ 3)。

※ 1 <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/02.pdf>

※ 2 新旧対照表 <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/03.pdf>

※ 3 パブリックコメントに対する金融庁の考え方

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/00.pdf>

※ 4 企業内容等開示ガイドライン <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/08.pdf>